

「国際化拠点整備事業費補助金 大学の世界展開力強化事業 アジア高等教育共同体（仮称）形成促進（国際質保証制度設計業務）」について

## 1. 事業の目的

「大学の世界展開力強化事業」（以下、「本事業」という。）は、世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化することを目的とする事業である。

本事業では、令和3年度より、我が国が調和のとれたアジア高等教育共同体（仮称）の形成に寄与することを目的に、中国や韓国、ASEAN等のアジアの国・地域と相互に連携・協力しつつ、大学・学生間交流プログラムに関する共通の質保証基準を作成するため、その実施に必要な共通質保証基準作成等業務を実施する機関への補助を行う。

## 2. 業務の概要

### （1）業務の対象

- ① 営利を目的とせず、公共性の高い事務事業を行う公益法人（※）又は独立行政法人若しくは一般法人（※）を対象とする。
- ② 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ③ 定款、寄附行為、個別法など法人の設置根拠において、当該法人の業務として、高等教育分野に関する国際的な質保証業務が規定されていること。
- ④ 業務開始から補助期間終了までの間、本事業に係る業務を安定的に遂行できるだけの法人の財務基盤を有し、経営等が良好であること。  
※ 高等教育分野に関する国際的な質保証業務について文部科学大臣の認証を受けていること、かつ、一般法人については設立から10年以上が経過していること

### （2）業務の内容

本事業に関して、以下のとおり、①アジアにおける大学間交流プログラムに対する共通質保証基準作成業務、②共通質保証基準（素案）に基づく認定審査及び経年審査の試行等業務、③アジアの質保証機関との協議・連絡調整に係る

業務、④広報・普及業務及び業務に係る経費執行手続きを行い、いずれの業務においても、発展的な提案等を行うことが望ましく、文部科学省へ相談・報告しつつ行うものとする。

なお、文部科学省担当者との協議により業務を追加する場合がある。

#### ①アジアにおける大学間交流プログラムに対する共通質保証基準作成業務

- ・ 第7回日中韓大学間交流・連携推進会議（令和元年9月）において提唱された「Asia for All」（仮称）の理念に基づき、アジア全域で質の保証を伴った大学・学生間交流を活発化させるような大学間コンソーシアムを認定するための共通質保証基準を作成する。
- ・ 共通質保証基準の策定にあたっては、「Asia for All」（仮称）が求めるプログラムの質と多様性を踏まえた設計にするとともに、ウィズコロナ、ポストコロナにおける大学間交流プログラムの在り方を考慮した内容となっていることが求められる。
- ・ 共通質保証基準の策定にあたっては、ASEAN+3 高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループの枠組み等を活用しながら、アジア諸国における大学間交流プログラムの課題と優良事例を収集及び把握し、質保証の観点から検討することが求められる。

#### ②共通質保証基準（素案）に基づく認定審査及び経年審査の試行等業務

- ・ ①で作成した共通質保証基準の素案に基づく認定審査の試行を行うとともに、試行のプロセスや結果を検証することで、持続可能な共通質保証基準を策定する。
- ・ 中国及び韓国の質保証機関と共同で、令和3年度大学の世界展開力強化事業（キャンパス・アジア第3モード）採択コンソーシアムに対する質保証に関する取組（モニタリング等）を通じ、実効性のある共通基準の策定等を目指すこととする。

#### ③アジアの質保証機関との協議・連絡調整に係る業務

- ・ 共通基準の策定や認定審査及び経年審査の試行にあたっては、ASEAN+3 高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループの枠組み等も活用しながら、日中韓3か国に加えてASEAN等アジアの高等教育分野に関する質保証機関と十分な協議・連携をする。

#### ④広報・普及業務

- ・ 策定した共通基準や認定審査を国内大学及びアジアの大学へ普及させるた

め、広報・普及活動を積極的に行う。

### 3. 補助金基準額

選定された場合は、補助事業者に対して「国際化拠点整備事業費補助金」により、以下の予算の範囲内で文部科学省から補助金を交付する。

20,000 千円以内（初年度、年間）

（※本業務で必要となる全ての経費を含む）

### 4. 業務実施期間

本事業補助期間終了年度（令和7年度）の年度末まで

### 5. 企画書の作成等

（1）企画書に盛り込む内容

①アジアにおける大学間交流プログラムに対する共通質保証基準作成業務

- ・ 共通質保証基準の項目を含めた骨子案
- ・ 共通質保証基準を作成するための実施体制

②共通質保証基準（素案）に基づく認定審査及び経年審査の試行等業務

- ・ 認定審査及び経年審査プロセス、審査体制の素案

③アジアの質保証機関との協議・連絡調整に係る業務

- ・ 中国や韓国、ASEAN其他のアジア諸国・地域の高等教育分野に係る質保証機関との共同モニタリングの実績がわかる書類
- ・ 中国及び韓国の質保証機関と共同で実施するキャンパス・アジア第3モードのコンソーシアムに対する質保証業務の実施体制

④広報・普及業務

- ・ 広報・普及活動の内容や実施体制

⑤業務を確実に遂行するための管理体制

⑥業務の実施のための経費執行体制（経理事務体制）

## ⑦業務に係る経費内訳

### (2) 留意事項

- ・ 提出する企画書は1点（分量は20ページ以内、様式は指定）とする。
- ・ 提出された企画書等は企画選定以外の目的に使用しない。
- ・ 選定の可否を問わず、企画書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- ・ 各業務に関しては特に以下の点を踏まえること。
  - ①大学の行う国際関係業務及び教育業務に精通していること。
  - ②過去、中国及び韓国の質保証機関と共同で、「キャンパス・アジア」に関する共同モニタリング業務を行った実績があること。
  - ③「大学の世界展開力強化事業」をはじめ、国が実施する大学の国際化のための取組に精通していること。
  - ④文部科学省との連絡調整・面談、問合せ対応が常時可能な体制を有していること。なお、文部科学省庁舎から1時間程度以内の場所に常設の事務所を保有（借上げを含む。）していることが望ましい。
  - ⑤大学の国際関係業務に対する評価業務を行った実績があることが望ましい。
- ⑥広報・普及発信
  - ・ 本事業の情報を広報、普及発信する体制を構築すること。
  - ・ ホームページなど多様な媒体を使用すること。

## 6. 選定方法

「国際化拠点整備事業費補助金 大学の世界展開力強化事業 アジア高等教育共同体（仮称）形成促進（国際質保証制度設計業務）」審査要項に基づき、補助事業者（1件）を選定する。なお、企画書等に関するヒアリングは実施しない。

## 7. 提出期間・提出先

本業務の対象となる公益法人、独立行政法人、一般法人の長から企画書等を提出すること。

### (1) 提出期間

令和3年4月9日（金）～令和3年5月7日（金）

## (2) 提出方法

企画書等を PDF 形式のファイルに変換し、上記(1)の期間内に電子メールにて [tenkai@mext.go.jp](mailto:tenkai@mext.go.jp) 宛てに提出すること(公印不要)。なお、郵送・持参・FAX による企画書等の提出は受け付けないが、電子メールでの提出が困難な場合には、下記担当へ相談すること。

なお、必要に応じて、提出したファイルについて再提出を求める場合があるため、各機関において必ず同一内容の電子ファイルを保存すること。

- ・送信メールの件名は、「【企画書提出】(機関名) R3 大学の世界展開力強化事業の国際質保証制度設計業務」とすること。

- ・添付ファイル名には「機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、必ず PDF 形式のファイルで送信すること。

- ・メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計 10MB 未満とすること。なお、容量を超える場合は、分割して送信すること。分割して送信する場合は、次の例のとおりメールの件名に番号を付すること。

例：3つに分割する場合のメールの件名は、「1 / 3 【企画書提出】(機関名) R3 大学の世界展開力強化事業の国際質保証制度設計業務」、「2 / 3 【企画書提出】(機関名) R3 大学の世界展開力強化事業の国際質保証制度設計業務」、「3 / 3 【企画書提出】(機関名) R3 大学の世界展開力強化事業の国際質保証制度設計業務」とすること。

- ・電子メールによる企画書等の到着後、翌営業日中に受領通知を送信者に対して電子メールで返信すること。電子メールによる企画書等提出から 2 営業日以内に受領通知が届かない場合は、すぐに下記担当へ電話すること。

## (3) その他

本公募に関する説明会を行わない。本業務の内容に関する質問等については、下記担当まで問い合わせること。

## 8. 選定結果の通知

選定結果については、企画書等を提出した者に対して通知する。

## 9. 業務の実施

選定された補助事業者は、文部科学省担当者と協議しつつ、本業務を実施することとし、本業務の実施に当たっては、国際化拠点整備事業費補助金交付要綱及

び取扱要領に基づくこととする。

<本件担当>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局高等教育企画課

国際企画室調整係 梅木、安岡

TEL : 03-5253-4111 (代) (内線 3352)

FAX : 03-6734-3385

Mail : tenkai@mext.go.jp